

令和3年5月11日

生徒並びに保護者の皆さま

県立西宮今津高等学校長
松本 敏尚

緊急事態宣言の延長に伴う県立学校の対応について

このことについて、県教育委員会から5月10日に通知がありました。

本県への緊急事態宣言の延長(5月11日から5月31日までへの延長)に伴い本校では下記のとおり対応します。保護者の皆さまには、御理解、御協力をお願いします。

記

1 教育活動【令和3年5月12日(水)～令和3年5月31日(月)】

引き続き、県外活動は行わない、校外から大人数を呼び込むような校内行事(オープンハイスクール、学校説明会、授業参観等)は、原則自粛します。(3年次の保護者会は開催予定です)

2 部活動【令和3年5月12日(水)～令和3年5月31日(月)】

生徒の心身の健康を維持する観点から、大会の有無に関わらず文化部を含め部活動を実施できることとします。なお、県高校総体等の大会に安全に参加できるよう、次の点を守った活動とします。

(1) 平日(4日間まで活動を認める)

- ・十分な感染防止対策を実施したうえで、校内のみでの活動とする。
- ・練習試合、合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。
- ・活動時間は2時間以内とする。

(2) 土日

- ・原則休止とする。

ただし、高体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会(その予選を含む)及び国民体育大会(その予選を含む)への参加、それに伴う大会初日の3週間前からの練習(合宿等、宿泊を伴う活動は除く)とし、土日のいずれか1日のみ、時間は3時間以内の活動は認めます。

3 心のケアについて

お子様が心理的ストレスを強く感じる場合には担任にご相談ください。

(キャンパスカウンセラーによるカウンセリングを受けることができます)

お願い:県より最近下記の場面でマスクの着用がおろそかになりがちであると指導がありました。

学校でも指導いたしますが、ご家庭でもご指導をお願いします。

- 登下校時の会話時、昼食時、部活動等のミーティングや更衣時
- 学習塾など習い事の行き帰り時